

報道関係者各位

令和6年2月5日

市内公的4病院初！ 特定技能外国人の新規雇用について

- ・全国的にも介護人材の不足が深刻化する中、市立舞鶴市民病院においても従来から様々な方法で人材確保に努めておりますが、人材確保が課題となっております。
- ・このたび、特定技能制度による外国人の新規雇用を初めて行いますのでお知らせします。

1. 目的 病棟において看護助手として雇用し、介護職員の安定的な人材確保を図るもの
2. 就業開始日 令和6年2月5日(月)
3. 就業場所 市立舞鶴市民病院
4. 対象者 3名(ミャンマー出身、20代前半、女性)
在留資格:特定技能1号(介護)
※特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事
5. 雇用形態 会計年度任用職員
6. 業務内容 病棟の看護助手として従事し、主に患者の身の回りの世話や看護師のサポートを行う。
※就業開始後の約1か月間は、業務に関する研修を集中的に行ったのち、他の職員同様に通常の看護助手業務に移行していきます。
7. 取材対応 令和6年2月15日(木)15時から市立舞鶴市民病院において、対象者3名も同席による、取材対応を行います。
取材を希望される方は、2月13日までに市民病院総務課(Tel60-9020)までご連絡ください。
8. その他 在留資格は5年となりますが、介護福祉士の資格取得により永住権を取得することが可能となる事から、今後の資格取得に向けて支援します。

特定技能制度とは

国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする。受入れ機関は特定技能外国人に対して業務や日常生活を円滑に行えるように、支援することが義務付けられています。



SDGs 未来都市

市立舞鶴市民病院管理部総務（担当：阿部、大堂）
〒624-0906 舞鶴市字倉谷 1350-11
TEL:0773-60-9020、FAX:0773-76-8730
E-mail:mmh@hospital.maizuru.kyoto.jp